平成２６年（フ）第１１６６号
愛知県常滑市西之口１丁目89番地の１　ウエストイン202号、従前の住所愛知県常滑市北条２丁目116番地の２　エスポア常滑304号
破産者　髙木　啓一
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９９号
愛知県東海市横須賀町三ノ割101番地　プログレス本町602
破産者　佐々木智佐子
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５５号
名古屋市西区花原町153番地　森彦第五コーポラス101号
破産者　上田　光博
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３７号
名古屋市瑞穂区亀城町３丁目１番地の11
破産者　白井　幹康
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６３４号
名古屋市中川区八剱町３丁目27番地
破産者　鈴　　三志
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９６３号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目10番４号
破産者　カジュアルダイニングバー武野こと　野村　武司
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１号
広島市安佐南区八木９丁目28番22―403号
破産者　向井　理子
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５５号
広島市佐伯区美鈴が丘西２丁目11番11号
破産者　真田　英俊
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４号
広島県呉市郷原野路の里１丁目22番24号
破産者　上福浦建築工房こと　上福浦明男
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市武３丁目35番１号　シティフォレスト武町703号
破産者　下御領創一
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
青森県上北郡横浜町字苗代川目58番地
破産者　秋田　達也
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
青森県上北郡横浜町字苗代川目58番地
破産者　秋田　良子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
秋田市川尻若葉町３番28号
破産者　岩本　之正
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４号
秋田市山王６丁目３番７―902号
破産者　野口　　伸
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１号
秋田市御野場新町５丁目８番15号
破産者　西村　　浩
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
秋田県能代市二ツ井町小掛字沢田97番地
破産者　成田　秀子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１９４号
山形市松山２丁目９番46号　五十嵐アパート５号、前住所山形市蔵王温泉938番地11
破産者　山の宿鞍こと　大場　俊司
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号
山形県東置賜郡高畠町大字竹森506番地の13、開始決定時の住所山形県南陽市二色根142番地の２サンコーハイツ202号室
破産者　後藤久美子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１２０号
群馬県太田市岩瀬川町92番地16
破産者　齋藤ミヨ子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部